

# 学校いじめ防止基本方針

富岡町立富岡第一・第二中学校

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本方針

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学級・どの生徒にも起こりうるものであり、いじめは絶対に許されるべきものではない。」という基本認識に立ち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のため、全職員の共通理解のもと指導に当たる基本姿勢として、以下の5ポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない学校づくりに組織的に取り組む。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、日々の生徒観察や定期的なアンケート実施等、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決に当たる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、いじめ防止に努める。

## 2 いじめ未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる学校づくりに全職員で取り組む。また、教師一人一人が、「わかる・できる授業」を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい・自尊感情を育むことができるように努める。

(1) いじめを許さない学校づくりに努める。

### ① あいさつ運動

あいさつは、心と心をつなぐ大事な行為と捉え、「あいさつ運動」を通して、いじめゼロを目指した運動を推進する。

### ② 生徒会活動の充実

お互いのよさを認め合い、思いやりや感謝の心を持って人と関わることができるように、生徒主体による全校集会で様々な立場から生徒が発表する活動を推進する。

(2) 生徒一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

### ① 道徳教育の充実

道徳の時間を要として、「命の大切さ」、「思いやり」について指導を行うとともに、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒が持つように、教育活動全体を通して指導する。

- ・ 資料提示や発問の工夫等を通して、価値の補充・深化・統合を図る。
- ・ 「私たちの道徳」等を活用して道徳的心情を養い、道徳的実践力の育成を図る。

### ② 一人一人が活躍できる学級活動の展開

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである」という立場に立ち、教育活動を推進する。

- ・ 互いに認め合う場面を通しての自己肯定感を高める教育の推進
- ・ 清掃活動や全校体育・学校行事等での異学年交流の推進

- ・ 生徒の自発的な活動を推進する委員会活動の充実
- ③ 思考力・判断力・表現力の育成
  - ・ 少人数教育による「わかる・できる授業」の実践
  - ・ 重点目標「共に学び合い、共に高め合う生徒の育成」の達成
  - ・ 生徒が学ぶ必要性を感じ、主体的に取り組める学習活動の工夫
- ④ 人とつながる喜びを味わう体験活動の充実
  - ・ 自然体験活動、集団宿泊活動、職場体験活動、ボランティア活動等の推進
  - ・ 学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間等における道徳性育成に資する体験活動の推進

### 3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

#### (1) いじめの早期発見に努める。

- ① 「いじめはどの学級・どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を養うことに努める。
- ② おかしいと感じた生徒がいる場合には、早急に気付いたことを全職員で共有し、全職員で当該生徒を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教員が積極的に働きかけを行い、生徒に安心感を持たせるとともに、よく話を聞き、必要に応じてＳＣやＳＳＷ等との連携を図る。
- ④ 「学校生活に関するアンケート」を年２回実施し、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。また、保護者に対しても、三者相談前にアンケートを実施するなどにより、生徒の変化を把握して相談に当たる。

#### (2) いじめの早期解決のために、全職員で問題の解決に当たる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして組織的にいじめ問題の解決に当たる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認の上、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考える。一方、いじている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たる。
- ③ 傍観者の立場にいる生徒についても、いじているのと同様であることを指導する。
- ④ 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決に当たる。
- ⑤ いじめられている生徒の心のケアを最優先に、ＳＣや養護教諭等と連携を図りながら指導に当たる。

#### (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組を推進する。

- ① いじめ事案発生するときには、家庭との連携を普段以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係について情報を集めて指導に生かす。
- ② 学校や家庭では話をすることができないような状況であれば、「いのちの電話」等、いじめ問題の相談窓口の利用も検討する。

### 4 いじめ問題に取り組むための校内組織

#### (1) 学校内の組織

##### ① 「生徒指導委員会」

週一回担当者間で全校生徒について、現状や指導についての情報交換、及び共通理解事項について話し合いを行う。ＳＣの勤務日に設定し、共通理解のもと指導に当たる。

##### ② 「いじめ防止対策委員会」(拡大生徒指導委員会)

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・当該学級担任・ＳＣによるいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

#### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては、緊急生徒指導委員会を開催し、敏速な対応を行う。

教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会のメンバーは以下の通りとする。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、該当学級担任、田村警察署等（外部機関）